

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東益津福祉会（以下「法人」という）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定め、法人業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める報酬等とは、役員等が本法人の評議員会、理事会及び委員会、研修、官庁の指導監査等の立ち合い、その他の業務に従事した場合に支払う報酬及び費用弁償をいう。

(役員等の報酬及び費用弁償等)

第3条 役員等の報酬は勤務実態に即して支給することとし、評議員会の決議を経て行うものとする。

2 役員等は、評議員会、理事会及び委員会、研修、官庁の指導監査等の立ち合い、その他の業務に参集する場合1日3千円、監事による監査を行う場合1日5千円の報酬を受けることが出来る。ただし施設職員の役員については、報酬は支給しないものとする。

3 役員研修等に参加する場合の費用弁償は、旅費規程第3条（旅費の額）を準用するものとし、この場合において施設長とあるのは役員等と読み替える。

(報酬等の支払)

第4条 前条に規定する報酬及び費用弁償は当日又は月毎に一括して支払うものとする。

(常勤役員について)

第5条 常勤役員の必要性が生じた場合は、その都度評議員会が、常勤役員報酬を決める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関して必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年 3月 1日から施行する。
- 2 この規程の一部変更は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程の一部変更は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程の一部変更は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程の一部変更は、平成26年10月24日から施行する。
- 6 この規程の一部変更は、平成27年 7月24日から施行する。
- 7 この規程の一部変更は、平成29年 6月22日から施行する。
- 8 この規程の一部変更は、平成29年10月 1日から施行する。